

改正介護保険法対応

『指定介護老人福祉施設における介護事故発生防止等に向けた指針策定にあたって（全国経営協版）』

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉施設経営者協議会

目 次

1 . はじめに	2
2 . 福祉サービスにおけるリスクマネジメントの意義 ～良質かつ安心・安全なサービス提供に向けた取り組み～	3
3 . 指定基準改正内容について	4
4 . リスクマネジメントの内容 リスクマネジメントに関する組織的な取り組み 7 ～リスクマネジメントの取り組みにあたっての基本～ リスクマネジメントの取り組みを支える仕組み 9 事故発生時の対応について 14 再発防止策 16 取り組み全体の関連事項 16	
5 . リスクマネジメント指針の策定（例） ～指定基準を踏まえて基本部分を整理～	17

1 . はじめに

平成 18 年 4 月から改正介護保険法が施行された。

この結果、施設サービス共通の指定基準改正事項として、事故発生防止のための指針の整備、事故等の報告、分析を通じた改善策の周知徹底のための体制整備、事故防止委員会及び従事者への研修を実施するということが新たに設けられ、事故発生防止等に関するリスクマネジメントの意識付けとその具体的な対応が制度上に位置付けられた。

社会福祉法人経営においては、制度の変更如何によらず、サービスの質の向上と経営の信頼性の確保という観点から、現状を好機ととらえ、リスクマネジメントにより積極的かつ適正に取り組んでいくことはとても重要である。

本会では、2000 年から福祉施設におけるリスクマネジメントに関する研究を重ね、これまでにリスクマネジメントのあり方と課題の整理及びリスクマネジャーの機能や役割をまとめてきた。また、リスクマネジメントを推進する中核的な役割を担う人材育成を目的とした「リスクマネジャー養成講座」を平成 14 年度より毎年開催している。

本冊子は、指定介護老人福祉施設を経営する会員法人が今般の改正介護保険制度において指定基準として新たに設けられた「事故の発生又はその再発を防止するための措置」を講ずるべく、これまでの本会の研究成果をもとに制度改正に伴う具体的な対応とリスクマネジメントの基本的事項を全国経営協版としてとりまとめたものである。

利用者が安心して安全な生活を送るための取り組みとしてリスクマネジメント体制の構築・充実を図るために活用いただける内容となっている。